五　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六四号）の一部改正関係

三〇歳以上五〇歳未満の第一号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和一二年六月までとすることとした。（附則第一四条第一項関係）

六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正関係

1　特別障害給付金の支給停止について、一の4に準じた改正を行うこととした。（第九条及び第一〇条第一項関係）

2　未支払の特別障害給付金に係る規定を設けることとした。（第一六条の二関係）

七　年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正関係

1　年金生活者支援給付金の支給について、一の4に準じた改正を行うこととした。（第二条第一項、第一三条、第一五条第一項及び第二〇条第一項関係）

2　年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し、厚生労働大臣が資料の提供等を求めることができる者の範囲を、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から、年金生活者支援給付金の支給を受けている者及び年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者とすることとした。（第三六条第一項、第三七条及び第三九条関係）

八　児童扶養手当法の一部改正関係

児童扶養手当の受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるときは、児童扶養手当を支給しないものとする対象を障害基礎年金等（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額に限ることとした。（第一三条の二関係）

九　国家公務員共済組合法の一部改正関係

1　国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定について、常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者等に適用することとした。（第二条第一項第一号、第七二条、第一二五条及び第一二六条並びに附則第二〇条の二第一項及び第二〇条の六第一項関係）

2　標準報酬の等級及び月額について、厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額等級に準ずることとした。（第四〇条関係）

3　退職年金の支給の繰下げについて、二の5に準じた改正を行うこととした。（第八〇条関係）

4　組合の給付に要する費用のうち育児休業手当金及び介護休業手当金の支給並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用について負担するものから、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構を削ることとした。（第九九条及び第一二四条の三並びに附則第二〇条の二第四項関係）

5　組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失し、その月に、更に厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）又は国民年金の被保険者（第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金は徴収しないこととした。（第一〇〇条第二項関係）

6　掛金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、二の6に準じた改正を行うこととした。（第一一一条関係）

7　当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者に対し、一時金を支給することとした。（附則第一三条の二関係）

一〇　地方公務員等共済組合法の一部改正関係

1　地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定について、九の1に準じた改正を行うこととした。（第二条第一項第一号、第七四条及び第一四一条～第一四二条関係）

2　標準報酬の等級及び月額について、九の2に準じた改正を行うこととした。（第四三条関係）

3　退職年金の支給の繰下げについて、二の5に準じた改正を行うこととした。（第九四条関係）

4　退職等年金分掛金の徴収について、九の5に準じた改正を行うこととした。（第一一四条第二項関係）

5　掛金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、二の6に準じた改正を行うこととした。（第一四四条の二三関係）

6　九の7に準じた改正を行うこととした。（附則第一九条の二関係）

一一　私立学校教職員共済法の一部改正関係

1　標準報酬月額の等級について、九の2に準じた改正を行うこととした。（第二二条第二項関係）

2　退職年金の支給の繰下げについて、二の5に準じた改正を行うこととした。（第二五条関係）

3　九の7に準じた改正を行うこととした。（第二五条関係）

4　徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、二の6に準じた改正を行うこととした。（第二五条及び第三四条関係）

一二　確定給付企業年金法の一部改正関係

1　老齢給付金の支給開始時期について、事業主等は六〇歳から七〇歳までの範囲で規約に定めることができることとした。（第三六条第二項第一号関係）

2　終了制度加入者等（遺族給付金の受給権を有していた者を除く。）が個人型年金加入者の資格を取得したときは、当該者の申出により、当該者に分配すべき残余財産を国民年金基金連合会に移換することができることとした。（第八二条の四関係）

3　企業年金連合会は、企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換を受け、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うことができることとした。（第九一条の一八第二項第三号及び第九一条の二三関係）

一三　確定拠出年金法の一部改正関係

1　企業型年金の加入要件について、六五歳未満等の要件を削り、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者及び企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等を除く。）を企業型年金加入者とすることとした。（第二条第六項及び第九条関係）

2　企業型年金加入者の個人型年金の加入要件について、当該企業型年金の規約に企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めることとする要件を削るとともに、企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金の拠出又は個人型年金の加入を選択できることとした。（第三条第三項第七号の三及び第六二条第一項第二号関係）

3　簡易企業型年金の実施について、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数の要件を一〇〇人以下から三〇〇人以下とすることとした。（第三条第五項第二号関係）

4　企業型年金の規約の変更について、変更事項が資産管理機関の名称及び住所等である場合は、厚生労働大臣への届出を要しないこととした。（第六条第一項関係）

5　企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等に係る掛金の拠出の状況等を電子情報処理組織を使用する方法等により、当該企業型年金加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならないこととした。（第二七条第二項関係）

6　老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を七〇歳から七五歳とすることとした。（第三四条関係）

7　企業型年金加入者であった者（企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、企業型年金運用指図者を除く。）は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を企業年金連合会に移換することができることとした。（第五四条の五関係）

8　中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第一号厚生年金被保険者の数を一〇〇人以下から三〇〇人以下とすることとした。（第五五条第二項第四号の二関係）

9　個人型年金の加入要件について、六〇歳未満の要件を削り、国民年金法の第一号被保険者（保険料免除者を除く。）、第二号被保険者（企業型掛金拠出者等を除く。）、第三号被保険者及び任意加入被保険者は、個人型年金加入者となることができることとした。（第六二条第一項関係）